

Q & A

Q. 介護保険制度ってなに？

A. 年老いた時に誰もが安心して容易に介護が受けられるように、将来の不安や負担を解消するために作られた制度です。

介護保険ってどんなもの？

Q. 介護サービスを受ける為には？

A. 「介護が必要である」という要介護認定が認められて、初めて介護サービスが受けられます。段階ごとに介護保険で利用できる金額が決まっています。

介護サービスを受けるには？

手続きって何するの？

?



Q. 手続きは難しいですか？

A. ケアマネージャーが介護保険の申請代行、訪問調査、ケアプラン作成すべて無料で行っています。

業務内容

- ・相談業務
- ・居宅サービス計画作成
- ・介護保険申請代行
- ・介護保険指定サービスの紹介、地域支援サービスの紹介
- ・施設サービス等の紹介
- ・給付管理

事業所の職員体制……管理者 1 名

営業時間……平日 9:00～17:00

※年末年始(12/30～1/3)はお休みです。

サービス計画費はご本人の負担金はありません。
保険者から認定度によりサービス計画費を受けています。

ケアプランセンター いくのあいわ

〒544-0015 大阪市生野区巽南 5 丁目 7-64

(生野愛和病院内)

TEL. 06-6795-1173 / FAX. 06-6795-1172

アクセスのご案内



徒歩の場合：JR 関西本線「平野」より徒歩約 7 分、
地下鉄千日前線「南巽」より徒歩約 12 分
お車の場合：阪神高速 14 号松原線上り「平野」より約 3 分
阪神高速 14 号松原線下り「駒川」より約 10 分
近畿自動車道「八尾」IC より約 10 分
駐車場：40 台

【関連施設】



医療法人社団日翔会 **生野愛和病院**

〒544-0015

大阪市生野区巽南 5 丁目 7-64

TEL 06-6791-7800

FAX 06-6791-7787

info@ikuno-aiwa.com

<http://www.ikuno-aiwa.com/>

病床数 93 床 (一般 45 床、医療療養 48 床)

外来診療受付時間 午前 9 時～12 時

休診日 日曜、祝日、12 月 30 日～1 月 3 日



居宅介護支援サービスのご案内



<http://www.ikuno-aiwa.com/>



介護保険でお悩みのことはありませんか？

介護保険サービスを受けたい！と思ったら、まず要介護認定を受ける申請が必要です。
それには何が必要でどこへ行って、どうすれば良いのか…？

ケアプランセンターいくのあいわは、
介護保険の窓口として、介護保険に関する相談・
手続き代行等を行い、専門員が相談に応じます。



居宅サービス計画とは？

介護認定を受けた方が安心して在宅生活を送れる様に、
介護保険指定サービス又は地域支援サービスの利用など、
計画を作成します。

- 介護支援専門員が居宅サービス計画を作成します。
- 毎月自宅を訪問させて頂き、ご本人の心身の状態やご家族の意見を把握しサービスの調整を行ないます。
- ご本人、ご家族の個人情報は秘密保持に努めます。

※サービス計画費はご本人の負担金はありません。
保険者から認定度によりサービス計画費を受けています。



介護保険を受けるまで

① 市町村へ 介護サービス申請

無料で申請代行します。

② 認定調査・医師による意見書

訪問調査はケアマネージャーが行います。
ご要望を何でもお聞かせください。

③ 介護・要支援の認定

④ ケアプラン(介護サービス計画)作成

ケアマネージャーがご希望に添った
ケアプランを作成します。

⑤ 介護サービス開始

利用できる在宅サービス

● 訪問系サービス

自宅に居ながらにして、さまざまなサービスを受けることが可能です。ご家族の介護と上手に組み合わせることにより、無理のない生活を営むことができます。

- ・ 訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問入浴介護

● 通所サービス

自宅に閉じこもりがちなお年寄りにとって、自宅とは違う環境での生活は気分転換にもなりストレスを発散できます。また、家族で面倒を看ている家庭にとっても、介護疲れの軽減につながりますので、有効に利用したいものです。

- ・ 通所介護 (デイサービス)
- ・ 通所リハビリテーション (デイケア)

● 短期入所サービス

ご家族の病気・冠婚葬祭や介護疲れの軽減等を図る為に、要介護者が期間限定で施設に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等、日常生活全般の介護や、機能訓練などを受けることができる介護サービスです。基本的には、ショートステイ先の介護施設で暮らす入居者と同じ生活を営むこととなります。ショートステイは、入所する施設の種類により、短期入所生活介護と短期入所療養介護の2種類に分けられます。

- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護

● その他

できる限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、要支援・要介護と認定された方に、適切な福祉用具を選定する為の援助・取付け・調整等を行っています。

- ・ 福祉用具の貸与

